

財務 VOL.67

設備投資を決定するチャンスです！

今回は、今年から適用が開始され、医療機関にも適用のある数少ない優遇税制である『生産性向上設備投資促進税制』について取り上げます。

医療機器の購入のみならず、医院の増築や分院の開設といった大規模な設備投資も対象となりますので、そのような設備投資計画をお持ちの方は、是非とも、その内容についてご理解頂き、適用の可否についてご検討頂ければと存じます。

概要

青色申告をしている医療法人又は医師個人が、平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に、下記の要件を満たした場合には、優遇税制の適用を受けることが可能です。内容については、これまでの設備投資関連の優遇税制の内容と比較しても画期的なものとなっており、投資した設備について、①即時償却(当該資産の取得価額の全額※1を事業供用年度に経費化可能)又は②税額控除(当該資産の取得価額の5%相当額※2の減税)を受けることが可能です。

(※1)平成28年4月1日以後の資産の取得については、取得価額の50%(建物及び建物附属設備は25%)の特別償却。

(※2)平成28年4月1日以後の資産の取得については、取得価額の4%(建物及び建物附属設備は2%)相当額の税額控除(事業供用年度の法人税額又は所得税額の20%が上限、翌年度に繰越不可)。

適用できる設備は下記の2分類となっております。

【A類型】先端設備

…言葉で定義すると“最新モデル”の設備であり、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するものという表現になりますが、対象資産が一部のものに限定されており(器具備品では冷暖房用機器、電気冷蔵庫、洗濯機等、建物附属設備では、電気設備、冷暖房設備、昇降機設備等)、医療機器は該当しないため医療機関にとってこの【A類型】は適用しづらい内容となっておりますが、最新のレセコンや電子カルテ(ソフトウェア)等は適用可能のようですので購入予定がある場合は取扱業者にご確認下さい。なお、【A類型】の適用にあたっては、“最先端”であることを工業会等が確認した「証明書」が必要となりますので、取扱業者を通じて交付をご依頼下さい。

【B類型】生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

…医療機関にとって大いに活用の余地があるのはこちらの【B類型】の方です。医療機器の導入や分院開設等について適用可能です。こちらについては「経済産業局への事前申請」が

必要となります。

設備投資した結果、以下の投資利益率が達成されることにつき、事業計画書等の各種根拠資料の提出により経済産業局の確認を受けます。

「営業利益+減価償却費」の増加額 ÷ 「設備投資額」

≥15%(中小企業は5%) ※投資翌年度以降3年平均

この要件さえ満たせばすべての資産が対象となりますので、例えば「〇〇を導入することによって収入単価がアップ、又は患者数が増加する」といった効果が具体的な数値根拠を伴って明示できれば是非申請をご検討下さい。但し、本社建物・事務用器具備品・福利厚生施設等、直接的に利益増加につながらない設備投資については対象外となります。

この【B 類型】について注意すべき点として、事前申請を経た上で、「設備の納品までに、経済産業局が申請内容を認めた「確認書」の交付が必須となります。納品後に申請を行っても、「確認書」の交付を受けることはできませんのでくれぐれもご注意ください(現状では申請手続きに10日程度を要します)。

【A類型】、【B類型】いずれについても共通する取得価額要件があり、原則「建物」「建物附属設備」「構築物」「器具備品(医療機器を含む)」については一の取得価額が 120万円以上、「ソフトウェア」については 70万円以上となっております(※器具備品、建物附属設備、ソフトウェアについては一の取得価額が上記金額未満でも、一事業年度における同種目内の設備の複数購入によって、その合計金額が上記金額以上となる場合には適用できる場合があります)。

当税制の有効活用策

減価償却費を設備導入初年度に多額に計上できる「特別償却」は、多くの優遇税制において「税額控除」と選択適用となっております。一般的には、導入初年度に多額の減価償却費を計上できるとはいえ通年での償却総額が増える訳ではない「特別償却」よりも、通常の減価償却費を普通に計上(普通償却)した上で、なおかつ税額自体を減らすことができる「税額控除」の方を有利選択するケースが多いかと思えます。

ただ、今回の「即時償却=100%初年度償却」の制度は、一時に多額の損金を計上できるという意味では、太陽光発電等で巷間を賑わせている「グリーン投資税制」に並ぶ、非常に画期的な税制と言えるでしょう。

臨時的に発生した多額の利益を減少させたいケース、例えば、保険の解約返戻金による収益の相殺や、近い将来の事業承継に備えた株価引き下げ等のケースでは非常に有効な対応策となりうるでしょう。具体的な投資計画をお持ちの方は是非とも弊社にご相談ください(既に多数の申請実績あり)。